

**社会福祉法人さつき会**  
**地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家えん**  
**運 営 規 程**

第1条（事業の目的）

この規程は、社会福祉法人さつき会が経営する地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家えん（以下「施設」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、介護支援専門員、介護職員及び看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が入居者に対して、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護での適切なサービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

施設の職員は、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他必要な日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供に努める。

- 2 施設の職員は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

第3条（施設の名称等）

事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型特別養護老人ホーム ぬくもりの家 えん
- (2) 所在地 北海道上川郡鷹栖町9線4号

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（兼務）  
施設サービス計画の作成等を行います。
- (3) 生活相談員 1名以上（兼務）  
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- (4) 介護職員および看護職員 7名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務、利用者の保健衛生管理及び看護業務を

行います。

(5) 医師 1名 (非常勤)

利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。

(6) 管理栄養士 1名以上

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

## 第5条 (利用定員)

施設の利用定員は20名とする。

## 第6条 (設備及び備品等)

(1) 居室 施設は、入所者の居室に、ベッド・枕元灯・ロッカー・ナースコール等を備品として備えています。

(2) 静養室 施設は、入所者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、介護職員又は看護職員室に隣接して設けます。

(3) 食堂

イ それぞれ必要な広さを有するものとします。

ロ 必要な備品類を備えています。

(4) 浴室 施設は、浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。

(5) 洗面所及び便所 施設は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けています。

## 第7条 (契約及び運営)

(1) 内容及び手続きの説明並びに同意及び契約

施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(2) 受給資格等の確認

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

(3) 入退所

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。

5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活

を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議します。

6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入所者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行います。

7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第8条（地域密着型施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。

3 計画作成介護支援専門員は、入所者やその家族の希望及び入所者について把握した課題に基づき、地域密着型施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。

4 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の立案について入所者及び家族に説明し、同意を得ます。

5 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握します。

#### 第9条（サービスの取り扱い方針）

施設は、入所者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入所者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入所者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入所者の意欲を喚起しながら支援します。

2 サービスを提供するに当たっては、入所者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

3 施設は、サービスを提供するに当たって、その地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

5 施設は、サービスを提供するに当たって、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

#### 第10条（介護の内容）

介護に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、また清拭を行います。
- 3 施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、おむつを適切に交換します。
- 5 施設は、褥そうが発生しないように適切な介護を行います。
- 6 施設は、前各項に規程するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させます。
- 8 施設は、入所者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせません。

#### 第11条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 7：00～8：00

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

#### 第12条（相談及び援助）

施設は、常に入所者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

#### 第13条（社会生活上の便宜の供与等）

施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設けます。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

#### 第14条（機能訓練）

施設は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

#### 第15条（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

#### 第16条（入所者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

#### 第17条（利用者負担の額）

##### 1 利用者負担の額を以下のとおりとする。

（利用料金から介護保険給付額を除いた金額を自己負担額とする）

- （1）利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額
- （2）利用者の該当する加算の合計金額の自己負担額
- （3）居住費及び食費に係る自己負担額
- （4）介護保険の給付対象とならないサービス料

##### 2 居住費・食費

（重要事項説明書に記載の料金により支払いを受ける）

- （1）利用料として、居住費・食費。
- （2）「居住費」及び「食費」については、国が定める負担限度段階（第1段階から3段階まで）の軽減措置が適応された場合は、負担限度額証に示す金額を負担する。

##### 3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、入居者又はその家族等の選択にもとづく次の各号のサービス提供費用について、入居者から支払いを受けることができる。

- （1）特別な居室の提供を行ったことに伴う必要な費用
- （2）特別な食事の提供を行ったことに伴う必要な費用
- （3）理美容代
- （4）おやつ・飲み物代
- （5）前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者が負担することが適当と認められる費用

##### 4 施設は、前各項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

#### 第18条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

##### 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

#### 第19条（施設の利用に当たっての留意事項）

入居者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- （1）管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- （2）指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- （3）その他管理者が定めたこと。

## 第20条（緊急時における対応方法）

職員は、サービス実施中に、入居者の病状に急変その他の緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 入居者に対するサービス提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 第21条（非常災害対策）

施設は、非常災害に対する具体的（火災、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため年2回、定期的に避難・救出訓練を行う。

## 第22条（虐待の防止のための措置に関する事項）

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うために研修計画を定める。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

## 第23条（身体的拘束等の禁止）

施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

## 第24条（職員研修）

施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年2回

## 第25条（秘密保持）

職員は、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

#### 第26条（苦情処理）

提供した事業に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した事業に関する利用者及び家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行う。
- 4 提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。  
また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した事業に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

#### 第27条（事故発生時の対応）

利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 3 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じる。

#### 第28条（衛生管理）

事業に使用する備品等は清潔を保持するため、日々の清掃等、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

#### 第29条（運営推進会議）

事業が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、鷹栖町の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び事業についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

### 第30条（記録の整備）

事業所は職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。

### 第31条（その他運営に関する留意事項）

この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人さつき会と施設の管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。